

有価証券届出書の訂正届出書

日本プライムリアルティ投資法人
(12605)

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成 15 年 7 月 7 日提出

発 行 者 名 : 日本プライムリアルティ投資法人
代表者の役職氏名 : 執行役員 金子 博 人
本店の所在の場所 : 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号
事務連絡者氏名 : 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
取締役財務部長 真 木 剛
連 絡 場 所 : 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号
電 話 番 号 : 03 - 3231 - 1051

届出の対象とした募集及び売出し

募集及び売出内国投資証券に係る投資法人の名称 : 日本プライムリアルティ投資法人

募集及び売出内国投資証券の形態及び金額 : 形態: 投資証券
発行価額の総額: 一般募集 30,758,649,600 円
その他の者に対する割当 1,373,154,000 円
売出価額の総額: オーバーアロットメントによる売出し 2,288,590,000 円

(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
その他の者に対する割当は、オーバーアロットメントによる売出口数を上限として行われる予定の募集であり、その他の者に対する割当の発行価額の総額はその上限を示したものです。

安定操作に関する事項

- 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

(本書面の枚数 表紙共 6 枚)

I. 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 15 年 6 月 17 日付をもって提出した有価証券届出書（平成 15 年 7 月 1 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項につき、平成 15 年 7 月 7 日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されたことにより、これに関連する事項を訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

II. 訂正箇所および訂正事項

頁

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）

1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（以下「国内募集」といいます。）

(3) 発行数	1
(4) 発行価額の総額	2
(5) 発行価格	2
(8) 申込期間	2
(11) 払込期日	3
(13) 手取金の使途	3
(14) その他	
a. 引受け等の概要	3
b. 申込みの方法等	4

2. 募集内国投資証券（グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当）

(3) 発行数	4
(4) 発行価額の総額	6
(5) 発行価格	6
(8) 申込期間	6
(11) 払込期日	6
(13) 手取金の使途	7

3. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数	7
(4) 売出価額の総額	7
(5) 売出価格	7
(8) 申込期間	8
(11) 受渡期日	8

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）

1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（以下「本募集」といいます。）

(3) 発行数（原届出書1頁）

<訂正前>

134,400 口

- (注1) i. 本募集の需要状況を勘案し、本募集とは別に、10,000 口を上限として、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である安田生命保険相互会社（以下「貸出人」といいます。）より借り入れる予定の本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を、日本国内において、行う場合があります。下記「3. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- ii. これに関連して、みずほ証券株式会社は、貸出人から借り入れる予定である本投資証券の返済を目的として、6,000 口を上限に、後記「2. 募集内国投資証券（グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当）」に記載の第三者割当による追加発行投資証券を購入するオプション（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（営業日でない場合はその前営業日。）を行使期限として本投資法人より付与される予定です。
- iii. みずほ証券株式会社は、また、同じく貸出人から借り入れる予定である本投資証券の返済を目的として、4,000 口を上限に、本投資証券を本募集の引受価額と同一の価格で貸出人から追加的に購入するオプション（以下「グリーンシュエーション」といい、グリーンシュエーションと総称して、「グリーンシュエーション」といいます。）を、貸出人から付与される予定です。なお、グリーンシュエーションの行使期限はグリーンシュエーションと同一となる予定です。
- iv. みずほ証券株式会社は、貸出人から借り入れる予定の本投資証券の返済を目的として、申込期間の終了日の翌営業日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限（以下「上限口数」といいます。）に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。
- また、みずほ証券株式会社は、発行価格決定日の翌営業日から申込期間の終了日までの間、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる予定の本投資証券の返済に充当する場合があります。
- なお、みずほ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買付けた口数及び安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる予定の本投資証券の返済に充当する場合における当該口数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定です。この場合、行使しない口数のグリーンシュエーションとグリーンシュエーションの間での配分については、可能な限りグリーンシュエーションとの付与割合に応じて決定される予定です。
- また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- (注2) 上記(注1)記載の取引に関しては、みずほ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

<訂正後>

134,400 口

- (注1) i. 本募集とは別に、10,000 口の、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である安田生命保険相互会社（以下「貸出人」といいます。）より借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を、日本国内において、行います。下記「3. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- ii. これに関連して、みずほ証券株式会社は、貸出人から借り入れる本投資証券の返済を目的として、6,000 口を上限に、後記「2. 募集内国投資証券（グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当）」に記載の第三者割当による追加発行投資証券を購入するオプション（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、平成15年8月8日を行使期限として本投資法人より付与されています。
- iii. みずほ証券株式会社は、また、同じく貸出人から借り入れる本投資証券の返済を目的として、4,000 口を上限に、本投資証券を本募集の引受価額と同一の価格で貸出人から追加的に購入するオプション（以下「グリーンシュエーション」といい、グリーンシュエーションと総称して、「グリーンシュエーション」といいます。）を、貸出人から付与されています。なお、グリーンシュエーションの行使期限はグリーンシュエーションと同一です。
- iv. みずほ証券株式会社は、貸出人から借り入れる本投資証券の返済を目的として、平成15年7月11日から平成15年8月8日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限（以下「上限口数」といいます。）に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

引所」といいます。)において本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。

また、みずほ証券株式会社は、平成15年7月8日から平成15年7月10日までの間、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる本投資証券の返済に充当する場合があります。

なお、みずほ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買付けた口数及び安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる本投資証券の返済に充当する場合における当該口数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定です。この場合、行使しない口数のグリーンシュエーション とグリーンシュエーション の間での配分については、可能な限りグリーンシュエーション と の付与割合に応じて決定される予定です。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注2) 上記(注1)記載の取引に関しては、みずほ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これを行います。

(4) 発行価額の総額(原届出書2頁)

<訂正前>

319億円

(注) 後記「(14)その他 a.引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

30,758,649,600円

(注) 後記「(14)その他 a.引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額です。

(5) 発行価格(原届出書2頁)

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日(以下に定義されます。)における東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満切り捨て)を仮条件として需要状況を勘案した上で決定します。

(注2) 平成15年7月7日(月)から平成15年7月14日(月)までのいずれかの日に募集における価額(発行価格)及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額(本投資法人が本投資証券一口当たりの払込金として引受人から受け取る金額)を決定します(以下、この日を「発行価格決定日」といいます。)

(注3) 後記「(14)その他 a.引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額(引受価額)とは異なります。発行価格と発行価額(引受価額)との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注4) 新投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年7月1日とします。

<訂正後>

一口につき237,160円

(注1) 後記「(14)その他 a.引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額(引受価額)とは異なります。発行価格と発行価額(引受価額)との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注2) 新投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年7月1日とします。

(注1)(注2)の全文削除及び(注3)(注4)の番号変更

(8) 申込期間(原届出書2頁)

<訂正前>

平成15年7月15日(火)から平成15年7月17日(木)まで

(注) 申込期間については、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記申込期間については、需要状況を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成15年6月30日(月)から平成15年7月14日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格決定日は、平成15年7月7日(月)から平成15年7月14日(月)までのいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上げられた場合には、「平成15年7月8日(火)から平成15年7月10日(木)まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成15年7月8日(火)から平成15年7月10日(木)まで

(注)の全文削除

(11) 払込期日(原届出書2頁)

<訂正前>

平成15年7月22日(火)

(注) 払込期日については、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げられることがあることにつき、上記「(8)申込期間」と同じです。払込期日が最も繰り上げられた場合には、「平成15年7月14日(月)」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成15年7月14日(月)

(注)の全文削除

(13) 手取金の使途(原届出書3頁)

<訂正前>

本募集における手取金(319億円)については、グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当による手取金(上限14億円)と併せて、本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本募集における手取金(30,758,649,600円)については、グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当による手取金(上限1,373,154,000円)と併せて、本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金等に充当します。

(注)の全文削除

(14) その他(原届出書3頁)

a. 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額と同額の引受価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	未定
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定
日興シティグループ証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	未定
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	未定
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	未定
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	未定
計		134,400口

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 本投資法人は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

(注3) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注4) みずほ証券株式会社とメリルリンチ日本証券株式会社を「共同主幹会社」ということがあります。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、発行価額と同額の引受価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	60,480口
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	30,912口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	18,816口
日興シティグループ証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	13,440口
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	9,408口
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	672口
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	672口
計		134,400口

(注1) 本投資法人は、平成15年7月7日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注3) みずほ証券株式会社とメリルリンチ日本証券株式会社を「共同主幹会社」ということがあります。

(注1)の全文削除及び(注2)(注3)(注4)の番号変更

b. 申込みの方法等（原届出書3頁）

<訂正前>

（前略）

(二) 本投資証券の受渡期日は、平成15年7月23日（水）の予定です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に預託され、その追加上場日（平成15年7月23日（水））から売買を行うことができます。また本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されません。

(注) 受渡期日及び追加上場日については、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記受渡期日及び追加上場日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げられることがあることにつき、上記「(8) 申込期間」及び「(11) 払込期日」と同じです。受渡期日及び追加上場日が最も繰り上げられた場合には、「平成15年7月15日（火）」となることがありますのでご注意ください。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(二) 本投資証券の受渡期日は、平成15年7月15日（火）です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に預託され、その追加上場日（平成15年7月15日（火））から売買を行うことができます。また本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。

(注)の全文削除

（後略）

2. 募集内国投資証券（グリーンシューオプションによるその他の者に対する割当）

(3) 発行数（原届出書4頁）

<訂正前>

6,000口

(注1) 上記発行数は、本募集に伴い、その需要状況を勘案して行われるオーバーアロットメントによる売出しの対象としてみずほ証券株式会社が貸出人から借り入れる予定の本投資証券の返済を目的として行われる割当の口数です。

本投資法人の役員会は、上記の割当予定口数6,000口すべてについてその発行を決議しておりますが、オーバーアロットメントによる売出口数が減少した場合又はオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合及び安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる予定の本投資証券の返済に充当する場合並びにシンジケート

カバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社のグリーンシュエーションの行使口数は減少し、その結果、追加発行する口数が減少又は追加発行が中止されることがあります。

なお、上記内容に関しては、上記「1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（3）発行数（注1）」をご参照下さい。

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先の関係等は以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当予定口数		6,000 口	
払込金額		14 億円(注)	
割当先の内容	住所	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 大澤佳雄	
	資本の額（平成 15 年 3 月末日現在）	1,502 億円	
	事業の内容	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「証券取引法」といいます。）に基づく証券業を営んでいます。	
大株主（平成 15 年 3 月末日現在）		株式会社みずほコーポレート銀行	
本投資法人与との関係	出資関係	本投資法人が保有している取得者の株式	該当事項はありません。
		取得者が保有している本投資法人の投資口（平成 14 年 12 月末日現在）	970 口
	取引関係	本募集の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

（注） 払込金額は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

6,000 口

（注1） 上記発行数は、本募集に伴い、その需要状況を勘案して行われるオーバーアロットメントによる売出しの対象としてみずほ証券株式会社が貸出人から借り入れる本投資証券の返済を目的として行われる割当の口数です。

本投資法人の役員会は、上記の割当予定口数 6,000 口すべてについてその発行を決議しておりますが、安定操作取引で買付けた本投資証券を貸出人から借り入れる本投資証券の返済に充当する場合及びシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社のグリーンシュエーションの行使口数は減少し、その結果、追加発行する口数が減少又は追加発行が中止されることがあります。

なお、上記内容に関しては、上記「1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（3）発行数（注1）」をご参照下さい。

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先の関係等は以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社
割当予定口数		6,000 口
払込金額		1,373,154,000 円
割当先の内容	住所	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号
	代表者の役職氏名	取締役社長 大澤佳雄
	資本の額（平成 15 年 3 月末日現在）	1,502 億円
	事業の内容	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「証券取引法」といいます。）に基づく証券業を営んでいます。
大株主（平成 15 年 3 月末日現在）		株式会社みずほコーポレート銀行

本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している取得者の株式	該当事項はありません。
		取得者が保有している本投資法人の投資口（平成14年12月末日現在）	970口
	取引関係		本募集の共同主幹事会社です。
	人的関係		該当事項はありません。
本投資証券の保有に関する事項			該当事項はありません。

(注)の全文削除

(4) 発行価額の総額（原届出書4頁）

<訂正前>

14億円

(注) 発行価額の総額は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,373,154,000円

(注)の全文削除

(5) 発行価格（原届出書4頁）

<訂正前>

未定

(注1) 上記発行価格については、「1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」において決定される発行価額と同一とします。

(注2) 新投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年7月1日とします。

<訂正後>

一口につき 228,859円

(注) 新投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年7月1日とします。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

(8) 申込期間（原届出書5頁）

<訂正前>

平成15年8月15日（金）

(注) 申込期間については、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記申込期間については、需要状況を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成15年6月30日(月)から平成15年7月14日(月)までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成15年7月7日(月)から平成15年7月14日(月)までのいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上げられた場合には、「平成15年8月8日（金）」となる場合があります。

<訂正後>

平成15年8月8日（金）

(注)の全文削除

(11) 払込期日（原届出書5頁）

<訂正前>

平成15年8月15日（金）

(注) 払込期日については、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げられることがあることにつき、上記「(8) 申込期間」と同じです。払込期日が最も繰り上げられた場合には、「平成15年8月8日（金）」となる場合があります。

<訂正後>

平成15年8月8日（金）

(注)の全文削除

(13) 手取金の使途 (原届出書 5 頁)

< 訂正前 >

手取金 (上限 14 億円) (グリーンシュエーション がすべて行使された場合) については、本募集における手取金と併せて本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産の取得資金等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

手取金 (上限 1,373,154,000 円) (グリーンシュエーション がすべて行使された場合) については、本募集における手取金と併せて本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産の取得資金等に充当します。

(注)の全文削除

3. 売出内国投資証券 (オーバーアロットメントによる売出し)

(3) 売出数 (原届出書 6 頁)

< 訂正前 >

10,000 口

(注) 上記売出数は、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出口数は上限口数を示したものであり、需要状況により減少することがあり、オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合もあります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が貸出人から借り入れる予定の本投資証券です。

なお、上記内容に関しては、上記「1. 募集内国投資証券 (引受人の買取引受けによる一般募集) (3) 発行数 (注 1)」をご参照下さい。

< 訂正後 >

10,000 口

(注) 上記売出数は、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が貸出人から借り入れる本投資証券です。

なお、上記内容に関しては、上記「1. 募集内国投資証券 (引受人の買取引受けによる一般募集) (3) 発行数 (注 1)」をご参照下さい。

(4) 売出価額の総額 (原届出書 6 頁)

< 訂正前 >

23 億円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

2,288,590,000 円

(注)の全文削除

(5) 売出価格 (原届出書 6 頁)

< 訂正前 >

未定

(注) 上記売出価格の決定方法は、上記「1. 募集内国投資証券 (引受人の買取引受けによる一般募集) (5) 発行価格」と同一とします。

< 訂正後 >

一口につき 237,160 円

(注)の全文削除

(8) 申込期間（原届出書 6 頁）

< 訂正前 >

平成 15 年 7 月 15 日（火）から平成 15 年 7 月 17 日（木）まで

(注) 上記申込期間については、本募集の申込期間と同一とします。上記申込期間が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(8) 申込期間」をご参照下さい。

< 訂正後 >

平成 15 年 7 月 8 日（火）から平成 15 年 7 月 10 日（木）まで

(注)の全文削除

(11) 受渡期日（原届出書 6 頁）

< 訂正前 >

平成 15 年 7 月 23 日（水）

(注) 受渡期日については、本募集の受渡期日と同一とします。上記受渡期日が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(14) その他 b. 申込の方法等」をご参照下さい。

< 訂正後 >

平成 15 年 7 月 15 日（火）

(注)の全文削除